

(証券コード3686)

平成29年9月7日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町三丁目3番4号

株式会社ディー・エル・イー

代表取締役 椎 木 隆 太

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示をいただき、平成29年9月22日（金曜日）午後7時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年9月25日（月曜日）午前11時

2. 場 所 東京都千代田区一番町12

いきいきプラザ一番町 地下1階 カスケードホール

3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第16期（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第16期（平成28年7月1日から平成29年6月30日まで）
計算書類報告の件

決 議 事 項

第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出  
くださいますようお願い申し上げます。

- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.dle.jp/>) に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
- なお、監査役会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本添付書類記載のもののほか、次の事項も含まれております。
- ① 連結計算書類の連結注記表
  - ② 計算書類の個別注記表
- ◎本招集ご通知の株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.dle.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

## 事業報告

(平成28年7月1日から  
平成29年6月30日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

##### (a) 事業の状況

当連結会計年度における我が国経済は、底堅さを増した個人消費に加え、輸出・生産の持ち直しにより企業部門に改善の兆しがみられるなど、緩やかな回復傾向が続いております。一方で、米国の政権交代による海外経済の不確実性の高まりや金融資本市場の変動等の影響により先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループを取り巻く環境においては、スマートフォンやタブレットPCなどのスマートデバイスの普及が世界規模で急速に拡大し、それに伴い、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、動画配信サイト、ソーシャルゲーム、コミュニケーションアプリなどの新たなサービスの利用が拡大しております。

そのような環境変化は、人々のライフスタイルを、スマートデバイス等を使い、最適メディアを選択し、必要なときに必要な時間だけコンテンツを消費し、SNS等を使って即時に情報や感動を共有するといったメディア接触方法の多様化、コンテンツ視聴の短時間化、情報共有のリアルタイム化へと世界規模で変化させ、「スキマ時間に楽しめるショートコンテンツ」といった新たな付加価値へのニーズを急速に拡大させてきました。

また、インターネット動画配信等の新興メディアの興隆で競争が激化するメディア業界においては、オリジナルコンテンツによる差別化の重要性が増してきております。

このような事業環境の中、当社では、視聴者や消費者等の多様化し変化の早い嗜好や価値観、旬な時事ネタ等を捉え、適時に対応することを強みとするファスト・エンタテインメント事業を展開し、インターネット時代にマッチしたオリジナルコンテンツを量産してまいりました。

「TOKYO GIRLS COLLECTION」においては、過去より分離していましたが“商標権”と“イベント・プロデュース会社”を統合し、事業の一体経営による意思決定の迅速化、経営効率・収益性の向上を目指すことを目的として平成28年9月1日に当社の子会社である株式会社TOKYO GIRLS COLLECTIONが、株式会社W mediaの株式を取得し、今まで以上にファッション・ビューティーに関する情報の発信源として日本のガールズカルチャーを世界に発

信する取組みをしまいにしました。なお、平成29年1月1日付で株式会社TOKYO GIRLS COLLECTIONを存続会社、株式会社W mediaを消滅会社とする吸収合併方式により両社は合併し、株式会社W TOKYOに商号変更しております。

ソーシャル・コミュニケーション領域においては、IP (Intellectual Property:主にキャラクター等の著作権や商標権等の知的財産権)を開発・取得し、動画広告等のマーケティングサービス提供及びスマートフォン向けゲームアプリやメッセンジャーアプリ向けスタンプ等のデジタルコンテンツの企画開発・配信を行っております。

当連結会計年度においては、IPの露出先の拡大や展開手法の多様化による、IP価値の成長に連動し、各サービスを展開いたしました。10周年を迎えた「秘密結社 鷹の爪」においては、日本初のエンタテインメント型攻城戦ツアーとして戦国時代の城攻めをリアルに体感できる「鷹の爪団のSHIROZEME」を国宝「松江城」で開催するとともに、在上海日本国総領事館が主催する中国・上海の観光PRイベントに参加するなど、海外展開を視野に入れた活動を開始いたしました。また、「パンパカパンツ」においては、ナショナルクライアントへの全国プロモーションを拡大するとともに、過去連続してダウンロード1位を記録しているLINEスタンプに続き、韓国のアニメ専門ケーブルチャンネルにおいて視聴率1位を獲得するなど、国内外において事業領域を拡大いたしました。さらに、「貝社員」においては、全国29局ネットで放送されている朝の情報エンタテインメント番組内で「朝だよ！貝社員」として継続的に放送されるとともに、東京スカイツリータウン内の「すみだ水族館」において、イベント「ビックリ！貝まつり～アイツもコイツも実は貝～」を開催し、認知度を拡大いたしました。デジタルコンテンツにおいては累計240万ダウンロードを記録したスマートフォン向けゲームアプリ「おそ松さんのへそくりウォーズ～ニートの攻防～」において新規イベントを実施するなど、事業領域を順調に拡大いたしました。

「TOKYO GIRLS COLLECTION」においては、「TOKYO GIRLS COLLECTION'16 A/W」、「TOKYO GIRLS COLLECTION'17 S/S」及び「takagi presents TGC KITAKYUSHU 2016 by TOKYO GIRLS COLLECTION」を開催するとともに、アジアの最旬の「ファッション」「文化」「エンタテインメント」を世界へ発信する「TOYOTA presents ASIA FASHION AWARD 2016 in TAIPEI」をプロデュースするなどアジア展開を加速させております。さらに、10年間にわたりトレンドを生み出し続けてきたプロデュース力と、インフルエンサーの発掘・育成を行ってきたノウハウを活かし、インフルエンサーマーケティング事業を新規に開始・展開するなど、事業領域・規模を急速に拡大させております。

新規事業領域としては、DOTAMA、泉まくらなどが所属する音楽レーベル「術ノ穴」が当社グループに参画し、新たな事業領域として音楽プロデュース事業に本格参入いたしました。

IPクリエイション領域においては、IPの新規開発及び映画・TV・ネットメディア等の映像コンテンツの企画開発・制作及び総合的なプロデュースを展開しております。

当連結会計年度においては、各IPのTVシリーズ・WEBシリーズの継続により認知度向上及び世界観醸成に努めるとともに新規映画作品の公開等を行いました。特に「秘密結社 鷹の爪」においては10周年記念施策として「鷹の爪8 ～吉田くんの×ファイル～」を公開しております。また、実写映画プロデュースでは「ディストラクション・ベイビーズ」が、今年で69回目を迎え、ヨーロッパを代表する国際映画祭「ロカルノ映画祭」で「新進監督コンペティション部門 最優秀新進監督賞」を受賞するとともに、アジア・アフリカ・ラテンアメリカの三大陸の作品に特化した映画祭である「ナント三大陸映画祭」(Festival des 3 Continents)で準グランプリである「銀の気球賞」を受賞するなど、多様なコンテンツの創出、事業規模の拡大を行っております。

一方で、中国大型案件の交渉中止、国内案件全般について供給体制が十分に整わなかったことによる一部受注の見送り及び納品時期の次期への変更等により売上が減少するとともに、近年の映像制作業界の人材逼迫により、当初想定していたプロデュース及び制作体制を十分に構築することができず、リソースの分散を招き、当初計画と比較して新規IPの育成、既存IPの成長が進まなかった結果、獲得する収益を固定費（人件費、出資金償却等）が上回り、営業損失及び経常損失を計上することとなりました。また、当該状況について事業構造を抜本的に改革することが必要であると判断し、事業構造改善費用、減損損失及び関係会社株式評価損等の特別損失を計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は4,427,486千円、営業損失は895,728千円、経常損失は916,187千円、親会社株主に帰属する当期純損失は1,801,288千円となりました。

#### 事業の領域別売上高

| 領域別                   | 売上高(千円)   |
|-----------------------|-----------|
| ソーシャル・コミュニケーション領域     | 3,484,898 |
| I P ク リ エ イ シ ョ ン 領 域 | 942,587   |

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社グループは、ファスト・エンタテインメント事業の単一セグメントであります。

(b) 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

(c) 資金調達の状況

当連結会計年度において、平成28年11月29日付で発行した行使価額修正条項付新株予約権の行使により、1,436,154千円の資金調達を行いました。

(d) 重要な組織再編等の状況

① 平成28年9月1日を企業結合日として、当社の子会社である株式会社TOKYO GIRLS COLLECTIONが、株式会社W mediaの発行済株式の全株式を取得し、同社を子会社(当社の孫会社)といたしました。

② 平成29年1月1日を企業結合日として、株式会社TOKYO GIRLS COLLECTIONを吸収合併存続会社、株式会社W mediaを吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。なお、同日付で株式会社TOKYO GIRLS COLLECTIONは、株式会社W TOKYOに商号変更しております。

(e) 対処すべき課題

当社グループは、「世界有数の高付加価値を創り出し、世界で最も憧れられる、エンタテインメント&コミュニケーション創造企業となり、世界的に高い評価と期待を受ける企業となる。」「世界中の人々から愛され、多くの日本人が誇りに思ってくれる、特別で重要な「ブランド」となる。」という経営ビジョンの実現に向けて、経営施策に取り組んでおります。

昨今、世界規模でのインターネットの進歩と拡張、スマートフォン、タブレットPCなどのスマートデバイスの急速な普及、ソーシャルメディア、動画配信・投稿サイトなどの新たな成長メディアの興隆等がメディア環境を大きく変化させております。

このような中、人々のライフスタイルは、スマートデバイスを使い最適メディアを選択し、必要なときに必要な時間だけコンテンツを消費し、SNSを使って即時に情報や感動を共有するといったメディア接触方法の多様化、コンテンツ視聴の短時間化、情報共有のリアルタイム化へと変化し、当社の主力領域である「スキマ時間に楽しめるショートコンテンツ」といった新たな付加価値へのニーズを急速に拡大させております。

当社グループでは、既存事業やサービスのさらなる成長に加え、「TOKYO GIRLS COLLECTION」においては、株式会社W TOKYOの当社グループへの参画に伴い、商標と運営の一体化が実現することによる新たな価値創造へ様々な施策を展開いたします。具体的には従来の主に年2回のイベント開催に加え、ガールズ向けの幅広いサービスニーズが多様な業界、アジアを中心とした海外パートナー及び地方創生を担う地方自治体等との提携をさらに拡大・成長させてまいります。また、既存のビジネスモデルにとらわれない新規事業分野への進出も積極的に展開させてまいります。

今後も、中長期にわたりインターネット時代にマッチするエンタテインメントやコミュニケーションを継続的に創造する、ファスト・エンタテインメント事業を推進するため、以下の課題を対処すべき課題として認識しております。

#### ① IP(著作権・商標権等の知的財産権)の保有

近年のデジタル化とマルチメディア化の中においては、新しいメディアやSNS等新しいサービスの栄枯盛衰が激しく、旬のメディアやサービスに柔軟かつ迅速にIPビジネスを展開することが必要となってきました。そのため、当社グループでは迅速な意思決定を担保するために、IPを保有することが重要と考えております。

特に、製作委員会を用いた新規IPの開発に際しては、当社又は製作委員会がIPを保有すること及び製作委員会に対する出資者数を限定することに留意しており、柔軟な意思決定ができるよう努める方針です。

#### ② 新規IPの量産とプロデュース

当社グループは、マルチメディア化とユーザー嗜好の細分化によって、単一IPをマスメディア放送によってプロデュースする手法は費用対効果が低下してきていると考えており、新規IPのプロデュースに関して、まず地方局、インターネット放送局、ウェブメディア、SNS等の特定メディアが持つコミュニティへのアプローチが重要と考えております。

メディアネットワークと短納期・低コストの制作システムの強みを活かし、新規IPを量産し多数のコミュニティへの同時多発的な事業展開を行ってまいります。

#### ③ 新しい知的財産権ビジネスの開発

マルチメディアにプロモーションを展開したい広告主のニーズが拡大する中、当社グループでは、ソーシャル・キャラクターを活用し、わかりやすく商品・サービスの紹介・マナー啓蒙を行えること、並びに話題性を喚起する時事ネタやクライアントの要望に対応する適時性や柔軟性に富んだサービスの企画提案を行えることを強みとしています。

また、コンテンツのデジタル化とメディア構造の変化により、IPのライセンス先が多様化してきております。ぬいぐるみやステーション一等のリアル商品のライセンスに加え、SNSやスマートフォンでのゲーム、スタンプ、ガジェット等のデジタル商品のライセンスが急増しております。デジタル商品の開発サイクルは、インターネット業界のビジネスサイクルに準じ、大幅に短納期化されています。

当社グループは、今後も引き続き、IPオーナーとして新しいビジネス領域への迅速な展開力と、内製化した制作システムによる大量かつスピード感ある制作力、そして様々なメディアやデバイスへの展開力を活かし、迅速かつ魅力的なソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス及び商品展開を図っていく方針です。

#### ④ 人材登用と能力開発

当社グループは、現時点においては小規模組織ではありますが、今後想定される事業拡大、新規事業及びグローバル展開に伴い、継続的に人材の確保が必要であると考えております。また人材の確保とともに、当社グループの経営理念、ビジネスモデルに適した人材の育成及びスピード感あるグローバル展開に対応できる異文化コミュニケーション能力の向上が重要と考えております。当社グループは、必要な人材の確保に努めるとともに、今後も引き続き、教育制度の整備や海外パートナーとの人材交流等を進めて人材の能力開発を図る方針です。

#### ⑤ 海外戦略

エンタテインメントニーズはアジア市場をはじめとして世界的に拡大している中、当社グループは、ファスト・エンタテインメント事業の海外展開を強化しております。

アジア諸国ではコンテンツ産業を国家的な戦略分野と位置づけて、ソフト・パワーの強化を推進しており、その市場規模は急激に拡大を続けています。一方、従来型の海外進出手法である人気作品の輸出(番組販売等)は現地放送コードに抵触しないための改変作業やファンサブサイト(※)の存在から迅速な事業展開や商業化が困難となっております。

そのため、当社グループは事業の現地展開を推進し、中国コンテンツプロデュース会社との共同事業等、現地パートナーと共同でファスト・エンタテインメント事業を推進しております。

また、「TOKYO GIRLS COLLECTION」はクールジャパンの代表格として、従来より海外からの注目度も高く、当社グループのノウハウを活かすことで、より幅広い事業や海外展開を推進させる方針です。

当社グループは、引き続き、マルチメディア時代に適応したIPビジネスを展開させた経験をもとに、各国の有力パートナーとアライアンスを組み、ファスト・エンタテインメント事業の国際展開を積極的に推進させる方針です。

(※)ファンサブサイト：ファン(愛好家)がテレビ番組を録画し、放送直後からサブタイトル(字幕)をつけ、字幕付映像ファイルを流通させているインターネットサイト。

## (2) 財産及び損益の状況の推移

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                            | 平成26年6月期<br>第13期 | 平成27年6月期<br>第14期 | 平成28年6月期<br>第15期 | 平成29年6月期<br>第16期<br>(当連結会計年度) |
|--------------------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売上高(千円)                        | —                | —                | —                | 4,427,486                     |
| 親会社株主に<br>帰属する(千円)<br>当期純損失(△) | —                | —                | —                | △1,801,288                    |
| 1株当たり<br>当期純損失(△)(円)           | —                | —                | —                | △94.92                        |
| 総資産(千円)                        | —                | —                | —                | 6,150,659                     |
| 純資産(千円)                        | —                | —                | —                | 1,889,430                     |

(注) 当社では、第16期より連結計算書類を作成しております。

## ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分                                       | 平成26年6月期<br>第13期 | 平成27年6月期<br>第14期 | 平成28年6月期<br>第15期 | 平成29年6月期<br>第16期<br>(当事業年度) |
|-------------------------------------------|------------------|------------------|------------------|-----------------------------|
| 売 上 高 (千円)                                | 1,742,341        | 2,018,584        | 3,079,225        | 2,179,086                   |
| 当期純利益又は<br>当期純損失(△) (千円)                  | 308,422          | 220,175          | 142,901          | △1,294,036                  |
| 1株当たり<br>当期純利益又は<br>1株当たり<br>当期純損失(△) (円) | 22.21            | 13.34            | 8.53             | △68.19                      |
| 総 資 産 (千円)                                | 1,860,381        | 3,031,991        | 3,922,972        | 5,006,875                   |
| 純 資 産 (千円)                                | 1,408,788        | 1,637,364        | 1,806,204        | 2,040,529                   |

- (注) 1. 当社は、平成26年1月10日付で株式1株につき200株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
2. 当社は、平成26年5月16日付で株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名                                             | 資本金<br>(千円) | 当社の出資<br>比率(%) | 事業内容                                                                                                                 |
|-------------------------------------------------|-------------|----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 株式会社W TOKYO<br>(旧株式会社TOKYO<br>GIRLS COLLECTION) | 50,000      | 59.0           | TOKYO GIRLS COLLECTION等のライブイベント企画・制作・運営事業、メディア事業、プロモーション事業、プロダクトアライアンス事業、海外事業、「TOKYO GIRLS COLLECTION」の商標権を活用したビジネス等 |
| ちゅらっぷす株式会社                                      | 4,000       | 100.0          | スマートフォン向けゲームアプリの新規開発事業等                                                                                              |

(4) 主要な事業内容（平成29年6月30日現在）

| 領 域                                              | 主 要 内 容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|--------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>ソ ー シ ャ ル ・<br/>コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン<br/>領 域</p> | <p>当領域では、既存IPの活用、IPの新規開発又は第三者が有するIPの使用許諾を得て、主にソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス及びデジタルコンテンツの企画開発、「TOKYO GIRLS COLLECTION」のIPを活用した事業等を行っております。</p> <p>① ソーシャル・キャラクター・マーケティング・サービス<br/>顧客の扱う商品やサービスの紹介、マナー啓蒙及び観光誘致等の地域活性化のため、キャラクターのソーシャルな特徴を活かして口コミ等により伝播していく広告・マーケティングプラン等の企画提案及びテレビコマーシャルやインターネット動画広告等のデジタルコンテンツ制作等を提供し、主に広告・マーケティング収入を得ております。</p> <p>② デジタルコンテンツの企画開発<br/>キャラクターのソーシャルな特徴を活かしたスマートフォンアプリ、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)向けのゲーム・スタンプ等を企画開発・提供し、主に課金収入・ライセンス収入を得ております。</p> <p>③ 「TOKYO GIRLS COLLECTION」のIPを活用した事業<br/>TOKYO GIRLS COLLECTION等のライブイベント企画・制作・運営事業、メディア事業、プロモーション事業、プロダクトアライアンス事業、海外事業等を行うことにより収入を得ております。</p> <p>④ その他<br/>映画興行による配給収入、製作委員会からの分配金収入及びライセンシーからのライセンス料等による権利収入並びにグッズ販売による小売収入を得ております。</p> |
| <p>IP ク リ エ イ シ ョ ン<br/>領 域</p>                  | <p>当領域では、IPの映像コンテンツ(アニメーション、スマートフォンアプリ等のデジタルコンテンツ)の企画開発・制作及び制作後の総合的な展開(テレビ・ウェブ・映画等のメディア展開、グッズ、ゲーム化、イベント運営及び海外展開等)のプランの策定及び実行等により、主に制作収入及び当該IPのプロモーション収入を得ております。</p> <p>企画開発・制作の対象となるIPは、当社が開発し、著作権を保有するIP(オリジナルIP)が中心ですが、他社が保有するIPのリプロデュースも一部対象としております。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |

(5) 主要な営業所及び工場（平成29年6月30日現在）

① 当社

| 名 称 | 所 在 地         |
|-----|---------------|
| 本 社 | 東 京 都 千 代 田 区 |

② 子会社

| 名 称                 | 所 在 地       |
|---------------------|-------------|
| 株 式 会 社 W T O K Y O | 東 京 都 渋谷 区  |
| ちゅらっぷす株式会社          | 沖 縄 県 那 覇 市 |

(6) 従業員の状況（平成29年6月30日現在）

① 当社グループの従業員の状況 136名

- (注) 1. 従業員数は、就業人数であり、アルバイト及び派遣社員等の臨時雇用者は含まれておりません。
2. 当社グループにおける報告セグメントはファスト・エンタテインメント事業のみであるため、セグメント別の記載はしておりません。
3. 当期より当社グループの従業員の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数 | 前期末比増 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-------|-------|--------|
| 91名  | 4 名   | 34.6歳 | 3.4年   |

- (注) 従業員数は、就業人数であり、アルバイト及び派遣社員等の臨時雇用者は含まれておりません。

(7) 主要な借入先（平成29年6月30日現在）

| 借 入 先         | 借 入 残 高 ( 千 円 ) |
|---------------|-----------------|
| 株式会社日本政策金融公庫  | 848,380         |
| 株式会社みずほ銀行     | 621,761         |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 334,620         |
| 株式会社りそな銀行     | 300,000         |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 150,000         |
| 株式会社北陸銀行      | 135,000         |

## 2. 株式に関する事項（平成29年6月30日現在）

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 52,680,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 20,240,600株 |
| (3) 株主数      | 6,996名      |
| (4) 大株主      |             |

| 株 主 名                                              | 持 株 数      | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------|------------|---------|
| 椎木 隆太                                              | 7,304,700株 | 36.09%  |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>(信託口9)                     | 764,000株   | 3.77%   |
| Hasbro, Inc.                                       | 720,000株   | 3.56%   |
| 株式会社SBI証券                                          | 342,700株   | 1.69%   |
| CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS<br>ACCOUNT ESCROW | 279,698株   | 1.38%   |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG<br>(FE-AC)      | 241,900株   | 1.20%   |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託口)                        | 236,200株   | 1.17%   |
| 資産管理サービス信託銀行株式会社<br>(証券投資信託口)                      | 213,800株   | 1.06%   |
| 野村證券株式会社                                           | 202,700株   | 1.00%   |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>(信託口)                      | 185,700株   | 0.92%   |

### 3. 新株予約権等に関する事項（平成29年6月30日現在）

#### (1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権の内容の概要及び新株予約権等を有する者の人数

##### (a) 平成20年10月15日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
100個（新株予約権1個につき600株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 60,000株
- ・新株予約権の発行価額  
無償
- ・新株予約権の行使価額  
1個あたり 200円
- ・新株予約権の行使期間  
平成22年10月17日から平成29年12月20日まで
- ・その他の条件

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が取締役、監査役及び使用人たる地位を失った場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することができる。この場合、新株予約権は無償で取得する。

- ・取締役、その他役員が保有する新株予約権の区分別合計

|               | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 保有者数 |
|---------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 100個    | 60,000株   | 1名   |

##### (b) 平成25年3月14日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
571個（新株予約権1個につき600株）
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 342,600株
- ・新株予約権の発行価額  
無償
- ・新株予約権の行使価額  
1個あたり 200円
- ・新株予約権の行使期間  
平成27年3月15日から平成34年9月19日まで
- ・その他の条件

当社は、新株予約権の割当てを受けた者が取締役、監査役及び使用人たる地位を失った場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することができる。この場合、新株予約権は無償で取得する。

- ・取締役、その他役員が保有する新株予約権の区分別合計

|               | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 保有者数 |
|---------------|---------|-----------|------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 571個    | 342,600株  | 2名   |

(c) 平成27年11月27日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数  
3,100個(新株予約権1個につき100株)
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
普通株式 310,000株
- ・新株予約権の発行価額  
1個あたり 67円
- ・新株予約権の行使価額  
1株あたり 617円
- ・新株予約権の行使期間  
平成30年10月1日から平成31年9月30日まで
- ・新株予約権の主な行使条件
  - a) 平成28年6月期から平成30年6月期までの売上高の累計額が10,272百万円以上の場合行使可能割合：80%
  - b) 平成28年6月期から平成30年6月期までの売上高の累計額が12,473百万円以上の場合行使可能割合：90%
  - c) 平成28年6月期から平成30年6月期までの売上高の累計額が14,674百万円以上の場合行使可能割合：100%
- ・その他の条件  
当社は、新株予約権の割当てを受けた者が取締役、監査役及び使用人たる地位を失った場合及び新株予約権を喪失した場合にその新株予約権を取得することができる。この場合、新株予約権は無償で取得する。
- ・取締役、その他役員が保有する新株予約権の区分別合計

|               | 新株予約権の数 | 目的である株式の数 | 保有者数 |
|---------------|---------|-----------|------|
| 取締役(社外取締役を除く) | 1,900個  | 190,000株  | 3名   |
| 社外取締役         | 400個    | 40,000株   | 1名   |
| 監査役           | 400個    | 40,000株   | 2名   |

## (2) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成28年11月11日開催の取締役会において、以下のとおり、第三者割当による第17回新株予約権(以下「本新株予約権」という。)の発行を決議いたしました。

|                                        |                                |
|----------------------------------------|--------------------------------|
| 決議年月日                                  | 平成28年11月11日                    |
| 新株予約権の数                                | 25,340個                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類                       | 普通株式                           |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株)                     | 2,534,000 (注) 2                |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)                      | 当初行使価額639 (注) 3、4              |
| 新株予約権の行使期間                             | 自 平成28年11月30日<br>至 平成31年11月29日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | (注) 5                          |
| 新株予約権の行使の条件                            | 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。        |
| 新株予約権の行使の条件                            | 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。        |

(注) 1. 本新株予約権は、野村證券株式会社を割当先とする行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の数

- ① 本新株予約権の目的である株式の総数は2,534,000株とする(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「交付株式数」という。)は、100株とする。)。ただし、本項②号乃至⑤号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。
- ② 当社が(注)4の規定に従って、行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額(以下「行使価額」という。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、(注)4に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- ③ 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数はこれを切り捨てるものとする。
- ④ 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る(注)4②号、④号及び⑤号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
- ⑤ 交付株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権に係る新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知する。ただし、(注)4第②号fの場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

### 3. 行使価額の修正

- ① 平成28年11月30日以降、本新株予約権の各行使請求の通知が行われた日(以下「修正日」という。)の直前取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(同日に終値がない場合には、その直前の終値)の91%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額(以下「修正日価額」という。)が、当該修正日の直前に有効な行使価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、行使価額は、当該修正日以降、当該修正日価額に修正される(修正後の行使価額を以下「修正後行使価額」という。))。

ただし、かかる算出の結果、修正後行使価額が448円（ただし、（注）4①号乃至⑤号による調整を受ける。以下「下限行使価額」という。）を下回る場合には、修正後行使価額は下限行使価額とする。

- ②前号により行使価額が修正される場合には、当社は、かかる払込みの際に、本新株予約権者に対し、修正後行使価額を通知する。

#### 4. 行使価額の調整

- ①当社は、本新株予約権の発行後、本項②号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- ②行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- a. 時価（本項③号bに定義する。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合（ただし、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、当社普通株式の株主（以下「当社普通株主」という。）に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

- b. 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てをする場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- c. 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに時価を下回る対価（本項③号eに定義する。以下同じ。）をもって当社普通株式を交付する定めがあるものを発行する場合（無償割当ての場合を含む。）、又は時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合は割当日）又は無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- d. 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る対価をもって当社普通株式を交付する場合、調整後の行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、上記取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）（以下「取得条項付株式等」という。）に関して当該調整前に本号c又はeによる行使価額の調整が行われている場合には、上記交付が行われた後の完全希薄化後普通株式数（本項③号fに定義する。以下同じ。）が、（i）上記交付の直前の既発行普通株式数（本項③号cに定義する。以下同じ。）を超えるときに限り、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、（ii）上記交付の直前の既発行普通株式数を超えない場合は、本号dの調整は行わないものとする。

- e. 取得請求権付株式等の発行条件に従い、当社普通株式 1 株あたりの対価（本号eにおいて「取得価額等」という。）の下方修正等が行われ（本号又は本項④号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。）、当該下方修正等が行われた後の当該取得価額等が当該修正が行われる日（以下「取得価額等修正日」という。）における時価を下回る価額になる場合
- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本号cによる行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして本号cの規定を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。
- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本号c又は上記(i)による行使価額の調整が取得価額等修正日前に行われている場合で、取得価額等修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過する株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、取得価額等修正日の翌日以降これを適用する。なお、1 か月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降これを適用する。
- f. 本号a乃至cの各取引において、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本号a乃至cにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。
- この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- g. 本号a乃至eに定める証券又は権利に類似した証券又は権利が交付された場合における調整後の行使価額は、本号a乃至fの規定のうち、当該証券又は権利に類似する証券又は権利についての規定を準用して算出するものとする。
- ③a. 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- b. 行使価額調整式及び本項②号において「時価」とは、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項②号fの場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東証における当社普通株式の普通取引の毎日の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を切り捨てる。
- c. 行使価額調整式及び本項②号において「既発行普通株式数」とは、当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が定められている場合はその日、また当該基準日が定められていない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1 か月前の日における、当社の発行済普通株式数から当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整前に、本項②号又は④号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- d. 当社普通株式の株式分割が行われる場合には、行使価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、基準日における当社の有する当社普通株式に関して増加した当社普通株式の数を含まないものとする。
- e. 本項②号において「対価」とは、当該株式又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込みがなされた額（本項②号cにおける新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産（当社普通株式を除く。）の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいい、当該行使価額の調整においては、当該

対価を行使価額調整式における1株あたりの払込金額とする。

- f. 本項②号において「完全希薄化後普通株式数」とは、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における、当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、(i) (本項②号dにおいては) 当該行使価額の調整前に、本項②号又は④号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得条項付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び当該取得条項付株式等の取得と引換えに交付されることとなる当社普通株式の株式数を加え、また(ii) (本項②号eにおいては) 当該行使価額の調整前に、本項②号又は④号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数（ただし、当該行使価額の調整前に、当該取得請求権付株式等に関して「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を除く。）及び取得価額等修正日に残存する当該取得請求権付株式等の全てが取得価額等修正日時点の条件で転換、交換又は行使された場合に交付されることとなる当社普通株式の株式数を加えるものとする。
- ④本項②号で定める行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- a. 株式の併合、資本金の減少、当社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部又は一部の承継、又は他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために行使価額の調整を必要とするとき。
  - b. 当社普通株主に対する他の種類株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。
  - c. その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
  - d. 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ⑤本項の他の規定にかかわらず、本項に基づく調整後の行使価額を初めて適用する日が(注)3に基づく行使価額の修正日と一致する場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。ただし、この場合も、下限行使価額については、かかる調整を行うものとする。
- ⑥本項①号乃至⑤号により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。ただし、本項②号fの場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額
- ①本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。
  - ②本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役に関する事項（平成29年6月30日現在）

| 地 位       | 氏 名                  | 担当及び重要な兼職の状況                                  |
|-----------|----------------------|-----------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 椎 木 隆 太              | ちゅらっぷす株式会社 代表取締役                              |
| 取 締 役     | 小 野 亮                | —                                             |
| 取 締 役     | 川 島 崇                | CFO<br>株式会社W TOKYO 代表取締役副社長<br>ちゅらっぷす株式会社 取締役 |
| 取 締 役     | ダンカン・ビリング            | Hasbro, Inc. Executive Vice President         |
| 取 締 役     | 夏 野 剛                | セガサミーホールディングス株式会社<br>社外取締役<br>グリー株式会社 社外取締役   |
| 常 勤 監 査 役 | 若 林 博 史              | ゼリア新薬工業株式会社 社外監査役                             |
| 監 査 役     | 並 木 安 生              | 株式会社W TOKYO 監査役<br>ちゅらっぷす株式会社 監査役             |
| 監 査 役     | 砂 田 有 紀<br>(旧姓：佐藤有紀) | 株式会社はてな 社外監査役                                 |

- (注) 1. 取締役ダンカン・ビリング氏、夏野剛氏は、社外取締役であります。
2. 監査役若林博史氏、並木安生氏、砂田有紀氏は、社外監査役であります。
3. 監査役若林博史氏は公認会計士の資格を、並木安生氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役砂田有紀氏は弁護士の資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、取締役夏野剛氏、監査役並木安生氏、砂田有紀氏を東京証券取引所の定めに基づく、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. Hasbro, Inc. は当社の株主であります。

##### (2) 事業年度中に退任した監査役

| 氏 名     | 退任時の担当及び重要な兼職の状況 | 退任事由 | 退 任 日      |
|---------|------------------|------|------------|
| 平 尾 和 之 | 社 外 監 査 役        | 辞 任  | 平成28年9月12日 |
| 安 井 正 二 | 社 外 監 査 役        | 辞 任  | 平成28年9月12日 |

### (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 員 数          | 報 酬 等 の 額              |
|--------------------|--------------|------------------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 4 名<br>(1 名) | 69,267千円<br>(4,800千円)  |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 5 名<br>(5 名) | 6,913千円<br>(6,913千円)   |
| 合 計<br>(うち社外役員)    | 9 名<br>(6 名) | 76,181千円<br>(11,713千円) |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成25年9月25日開催の定時株主総会決議において年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成25年9月25日開催の定時株主総会決議において年額40,000千円以内と決議いただいております。
4. 当事業年度末現在の取締役員数と、上記の取締役の支給人員が相違しておりますのは、無報酬の取締役が1名存在しているためであります。
5. 上記には、平成28年9月12日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役2名を含めております。

### (4) 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等との兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区分  | 氏 名                  | 兼 職 先             | 兼 職 の 内 容                |
|-----|----------------------|-------------------|--------------------------|
| 取締役 | ダンカン・ビリング            | Hasbro, Inc.      | Executive Vice President |
|     | 夏 野 剛                | セガサミーホールディングス株式会社 | 社外取締役                    |
|     |                      | グリーン株式会社          | 社外取締役                    |
| 監査役 | 若 林 博 史              | ゼリア新薬工業株式会社       | 社外監査役                    |
|     | 並 木 安 生              | 株式会社W TOKYO       | 監査役                      |
|     |                      | ちゅらっぷす株式会社        | 監査役                      |
|     | 砂 田 有 紀<br>(旧姓：佐藤有紀) | 株式会社はてな           | 社外監査役                    |

- (注) Hasbro, Inc. は当社株式の3.56%を保有する株主であります。また、株式会社W TOKYO及びちゅらっぷす株式会社は当社の子会社であります。なお、その他の兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

(b) 主な活動状況

| 区 分   | 氏 名       | 主 な 活 動 状 況                                                    |
|-------|-----------|----------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | ダンカン・ビリング | 当事業年度開催の取締役会23回のうち21回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。               |
|       | 夏 野 剛     | 当事業年度開催の取締役会23回のうち22回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。               |
| 監 査 役 | 若 林 博 史   | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。        |
|       | 並 木 安 生   | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会の全てに出席し、主に公認会計士及び税理士としての専門的見地から発言を行っております。   |
|       | 砂 田 有 紀   | 当事業年度において就任後に開催された取締役会及び監査役会全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。 |

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いています。

(c) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。その内容は当該契約に基づく損害賠償責任の限度額を同法第425条第1項に定める最低責任限度額とするものであります。

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                         | 報 酬 等 の 額 |
|-----------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                     | 22,000千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭<br>その他の財産上の利益の合計額 | 27,000千円  |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用  
状況の概要は、以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会で定められた経営機構及び行動規範・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。監査役は、取締役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限を行使し、取締役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを内部監査担当と連携・協力の上、監視し検証する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は職務の執行に係る情報を社内規程等に従い適切に保存、管理する。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役会は、リスク管理を統括する部門を定め、当社の損失の危険を管理する。

### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、社内規程等を定め、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制を構築する。

### (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づき子会社の状況に応じて必要な管理を行う。また、子会社においてもコンプライアンス規程に定める事項が適切に運営されるよう指導・監督する。

### (6) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は、取締役会で定められた経営機構及び行動規範・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。内部監査担当は、監査役と連携・協力の上、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証する。

### (7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、代表取締役は当該使用人の任命を行う。

**(8) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役の職務を補助すべき使用人の任免及び人事考課については、監査役の同意を必要とする。

**(9) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に対する体制**

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役から事業の報告を求められた場合は、速やかに報告する。社内通報制度により、通報窓口である外部の法律事務所が使用人からの通報を受理した場合、管理部門管掌の取締役に通知し、当該取締役はただちにこれを監査役に報告する。代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

**(10) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

代表取締役は、取締役会などの重要会議での議論及び定期的な面談等を通じて、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。

**(11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当社は、上記の内部統制システムの整備を行っており、かつ取締役会において、継続的に経営上の新たなリスクの対応策について検討している。その上で必要に応じて、社内の諸規程及び業務の見直しを行っており、内部統制システムの実効性向上を行っている。また常勤監査役は、社内の重要な会議に出席する等、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しており、かつ内部統制担当も定期的に内部監査を実施し、日々の業務が法令・定款・社内規程等に違反していないか検証している。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成29年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,422,023	流 動 負 債	2,423,885
現 金 及 び 預 金	2,362,596	買 掛 金	612,499
受取手形及び売掛金	1,017,618	短 期 借 入 金	450,000
仕 掛 品	725,416	1年内返済予定の長期借入金	476,620
未収還付法人税等	25,040	前 受 金	577,638
そ の 他	311,063	賞 与 引 当 金	5,052
貸 倒 引 当 金	△19,713	そ の 他	302,074
固 定 資 産	1,728,636	固 定 負 債	1,837,343
有 形 固 定 資 産	26,928	長 期 借 入 金	1,463,141
建 物	25,661	事業構造改善引当金	374,202
工具、器具及び備品	46,967		
減価償却累計額	△45,700	負 債 合 計	4,261,229
無 形 固 定 資 産	1,292,808	純 資 産 の 部	
の れ ん	666,872	株 主 資 本	1,889,125
商 標 権	606,898	資 本 金	1,520,573
そ の 他	19,038	資 本 剰 余 金	1,670,324
投資その他の資産	408,898	利 益 剰 余 金	△1,301,771
投資有価証券	1,900	新 株 予 約 権	304
関係会社株式	14,000		
出 資 金	339,517		
敷金及び保証金	53,481	純 資 産 合 計	1,889,430
資 産 合 計	6,150,659	負 債 純 資 産 合 計	6,150,659

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		4,427,486
売 上 原 価		3,991,875
売 上 総 利 益		435,611
販売費及び一般管理費		1,331,340
営 業 損 失		895,728
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	59	
為 替 差 益	1,742	
助 成 金 収 入	1,400	
そ の 他	87	3,289
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	8,707	
株 式 交 付 費	15,033	
そ の 他	7	23,748
経 常 損 失		916,187
特 別 損 失		
事業構造改善費用	379,167	
減 損 損 失	340,028	
投資有価証券評価損	65,499	
関係会社株式評価損	55,393	
特 別 退 職 金	44,699	884,789
税金等調整前当期純損失		1,800,976
法人税、住民税及び事業税	5,015	
法 人 税 等 調 整 額	19,600	24,616
当 期 純 損 失		1,825,593
非支配株主に帰属する当期純損失		24,304
親会社株主に帰属する当期純損失		1,801,288

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	756,385	533,705	499,516	1,789,606
当期変動額				
新株の発行	764,188	764,188		1,528,376
連結子会社株式の取得 による持分の増減		3,495		3,495
連結子会社株式の売却 による持分の増減		368,935		368,935
親会社株主に帰属する 当期純損失			△1,801,288	△1,801,288
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	764,188	1,136,619	△1,801,288	99,518
当期末残高	1,520,573	1,670,324	△1,301,771	1,889,125

	新株予約権	非支配株主持分	純 資 産 合 計
当期首残高	318	4,835	1,794,761
当期変動額			
新株の発行			1,528,376
連結子会社株式の取得 による持分の増減			3,495
連結子会社株式の売却 による持分の増減			368,935
親会社株主に帰属する 当期純損失			△1,801,288
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△14	△4,835	△4,849
当期変動額合計	△14	△4,835	94,669
当期末残高	304	—	1,889,430

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

(平成29年 6 月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,964,503	流 動 負 債	1,892,099
現金及び預金	2,127,860	買 掛 金	357,634
受 取 手 形	18,738	短 期 借 入 金	450,000
売 掛 金	844,714	1年内返済予定の長期借入金	316,824
仕 掛 品	714,934	未 払 金	193,689
貯 蔵 品	116	前 受 金	515,627
前 払 費 用	140,693	預 り 金	58,324
未収還付法人税等	25,040	固 定 負 債	1,074,246
そ の 他	95,538	長 期 借 入 金	700,044
貸 倒 引 当 金	△3,132	事業構造改善引当金	374,202
固 定 資 産	1,042,371		
有 形 固 定 資 産	11,884	負 債 合 計	2,966,346
建 物	8,306	純 資 産 の 部	
工具、器具及び備品	34,060	株 主 資 本	2,040,224
減価償却累計額	△30,482	資 本 金	1,520,573
無 形 固 定 資 産	619,221	資 本 剰 余 金	1,297,893
ソフトウエア	6,908	資 本 準 備 金	1,297,893
著 作 権	9,375	利 益 剰 余 金	△778,241
商 標 権	602,938	その他利益剰余金	△778,241
投資その他の資産	411,265	繰越利益剰余金	△778,241
投資有価証券	1,900	新 株 予 約 権	304
関係会社株式	47,500		
出 資 金	339,507		
敷金及び保証金	22,357	純 資 産 合 計	2,040,529
資 産 合 計	5,006,875	負 債 純 資 産 合 計	5,006,875

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成28年7月1日から
平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	額
売 上 高		2,179,086
売 上 原 価		2,086,407
売 上 総 利 益		92,679
販売費及び一般管理費		868,422
営 業 損 失		775,743
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	52	
為 替 差 益	1,727	
そ の 他	637	2,417
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	4,146	
株 式 交 付 費	15,037	19,183
経 常 損 失		792,509
特 別 利 益		
関係会社株式売却益	372,740	372,740
特 別 損 失		
事業構造改善費用	379,167	
減 損 損 失	321,112	
投資有価証券評価損	65,499	
関係会社株式評価損	53,593	
特 別 退 職 金	44,699	864,073
税 引 前 当 期 純 損 失		1,283,842
法人税、住民税及び事業税	2,298	
法 人 税 等 調 整 額	7,895	10,193
当 期 純 損 失		1,294,036

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年7月1日から)
(平成29年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株 主 資 本 計 合
		資本準備金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計	
当 期 首 残 高	756,385	533,705	533,705	515,795	515,795	1,805,885
当 期 変 動 額						
新株の発行	764,188	764,188	764,188			1,528,376
当期純損失				△1,294,036	△1,294,036	△1,294,036
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)						
当期変動額合計	764,188	764,188	764,188	△1,294,036	△1,294,036	234,339
当 期 末 残 高	1,520,573	1,297,893	1,297,893	△778,241	△778,241	2,040,224

	新株予約権	純資産合計
当 期 首 残 高	318	1,806,204
当 期 変 動 額		
新株の発行		1,528,376
当期純損失		△1,294,036
株主資本以外 の項目の当期 変動額(純額)	△14	△14
当期変動額合計	△14	234,325
当 期 末 残 高	304	2,040,529

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 8 月24日

株式会社ディー・エル・イー

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	守	谷	徳	行	Ⓔ	
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大	津	大	次	郎	Ⓔ

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ディー・エル・イーの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディー・エル・イー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 8 月24日

株式会社ディー・エル・イー

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	守 谷 徳 行 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大 津 大 次 郎 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ディー・エル・イーの平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年7月1日から平成29年6月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、取締役等より定期的に事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年8月24日

株式会社ディー・エル・イー 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	若林 博史	㊞
社外監査役	並木 安生	㊞
社外監査役	砂田 有紀	㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役5名選任の件

現任取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、以下の5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	しい き りゅう た 椎 木 隆 太 (昭和41年12月24日生)	平成3年4月 ソニー株式会社入社 平成13年12月 有限会社パサニア設立(現当社)、 当社代表取締役(現任) 平成24年7月 DLE-ERA 取締役(現任) 平成24年11月 DLE America, Inc. 代表取締役(現任) 平成27年7月 株式会社TOKYO GIRLS COLLECTION (現株式会社W TOKYO) 代表取締役 平成27年7月 ちゅらっぷす株式会社 代表取締 役(現任) 平成28年9月 株式会社TOKYO GIRLS COLLECTION (現株式会社W TOKYO) 取締役会長 平成28年11月 App Beach株式会社 代表取締役(現任) 平成28年12月 株式会社エモクリ 代表取締役(現任) 平成29年2月 当社社長執行役員(現任)	7,304,700株
2	お の りょう 小 野 亮 (昭和46年4月9日生)	平成2年4月 読売映画社入社 平成5年10月 有限会社クリート入社 平成18年6月 当社入社 平成19年9月 当社取締役(現任)、FLASH本部長 平成29年2月 当社常務執行役員(現任)	185,500株
3	かわ しま たかし 川 島 崇 (昭和48年7月10日生)	平成10年10月 朝日監査法人(現有限責任 あずさ 監査法人)入所 平成14年5月 公認会計士登録 平成19年4月 中小企業診断士登録 平成20年7月 川島崇公認会計士事務所開業 平成20年8月 当社入社、経営管理本部長 平成20年11月 当社取締役CFO(現任) 平成24年11月 DLE America, Inc. 取締役(現任) 平成27年7月 株式会社TOKYO GIRLS COLLECTION (現株式会社W TOKYO) 取締役CFO 平成27年7月 ちゅらっぷす株式会社 取締役(現任) 平成28年9月 株式会社TOKYO GIRLS COLLECTION (現株式会社W TOKYO) 代表取締役 副社長(現任) 平成28年11月 App Beach株式会社 取締役(現任) 平成29年2月 当社常務執行役員(現任)	72,000株

候補者 番 号	ふ り が な 氏 年 月 日 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
4	ダンカン・ビリング (昭和34年1月22日生)	昭和56年9月 UNILEVER PLC. 入社 昭和58年4月 KENNER PARKER TONKA INC. 入社 昭和63年6月 Hasbro UK LTD 入社 平成9年7月 Hasbro, Inc. 入社 平成18年8月 当社社外取締役(現任) 平成20年8月 Hasbro, Inc. Chief Development Officer 平成25年3月 Hasbro, Inc. Executive Vice President(現任)	— 株
5	なつ の たけし 夏 野 剛 (昭和40年3月17日生)	昭和63年4月 東京ガス株式会社入社 平成8年6月 株式会社ハイパーネット 取締 役副社長 平成17年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・ド コモ執行役員 マルチメディア サービス部長 平成20年5月 慶應義塾大学大学院政策・メデ ィア研究科特別招聘教授(現任) 平成20年6月 セガサミーホールディングス株 式会社 社外取締役(現任) 平成20年6月 ぴあ株式会社 取締役 平成20年6月 トランスコスモス株式会社 社 外取締役(現任) 平成20年6月 SBIホールディングス株式会社 社外取締役 平成20年12月 株式会社ダウンゴ 取締役(現任) 平成21年6月 当社社外取締役(現任) 平成21年9月 グリー株式会社 社外取締役 (現任) 平成22年12月 株式会社U-NEXT 社外取締役 (現任) 平成25年6月 トレンダーズ株式会社 社外取 締役 平成26年10月 株式会社KADOKAWA・DWANGO(現カ ドカワ株式会社) 取締役 平成28年8月 日本オラクル株式会社 社外取 締役(現任) 平成29年6月 株式会社AWSホールディングス (現株式会社Ubicomホールディ ングス) 社外取締役(現任)	10,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. ダンカン・ビリング氏及び夏野剛氏は、社外取締役候補者であります。なお、夏野剛氏につきましては、東京証券取引所に、本取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
3. ダンカン・ビリング氏を社外取締役候補者とした理由は、Hasbro, Inc. との連携により、当社の海外事業を強化するためであります。
4. ダンカン・ビリング氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年1ヶ月となります。
5. 夏野剛氏を社外取締役候補者とした理由は、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社のファスト・エンタテインメント戦略強化に反映していただくためであります。
6. 夏野剛氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年3ヶ月となります。
7. 当社は社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第30条において、社外取締役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、ダンカン・ビリング氏及び夏野剛氏は、当社との間で法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、上記2名の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定です。

第2号議案 監査役2名選任の件

現任監査役2名（若林博史氏、並木安生氏）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、以下の2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 株 式 の 社 数
1	わか ばやし ひろ し 若 林 博 史 (昭和25年8月20日生)	昭和49年9月 監査法人朝日会計社入所 昭和53年3月 公認会計士登録 平成2年7月 監査法人朝日新和会計社社員就任 平成13年5月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)代表社員就任 平成24年9月 当社社外監査役(現任) 平成27年6月 ゼリア新薬工業株式会社社外監査役(現任)	— 株
2	なみ き やす お 並 木 安 生 (昭和48年9月16日生)	平成8年11月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 平成12年4月 公認会計士登録 平成16年1月 税理士法人トーマツ入所 平成20年2月 並木安生会計税務事務所(現共同会計事務所すいらんコンサルティング)所長(現任) 平成21年2月 当社社外監査役(現任) 平成27年7月 株式会社TOKO GIRLS COLLECTION(現株式会社W TOKYO) 監査役(現任) 平成27年7月 ちゅらっぷす株式会社 監査役(現任) 平成28年11月 App Beach株式会社 監査役(現任)	— 株

- (注) 1. 株式会社W TOKYO及びちゅらっぷす株式会社は当社の子会社であります。なお、各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 若林博史氏及び並木安生氏は、社外監査役候補者であります。なお、並木安生氏につきましては、東京証券取引所に、本取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

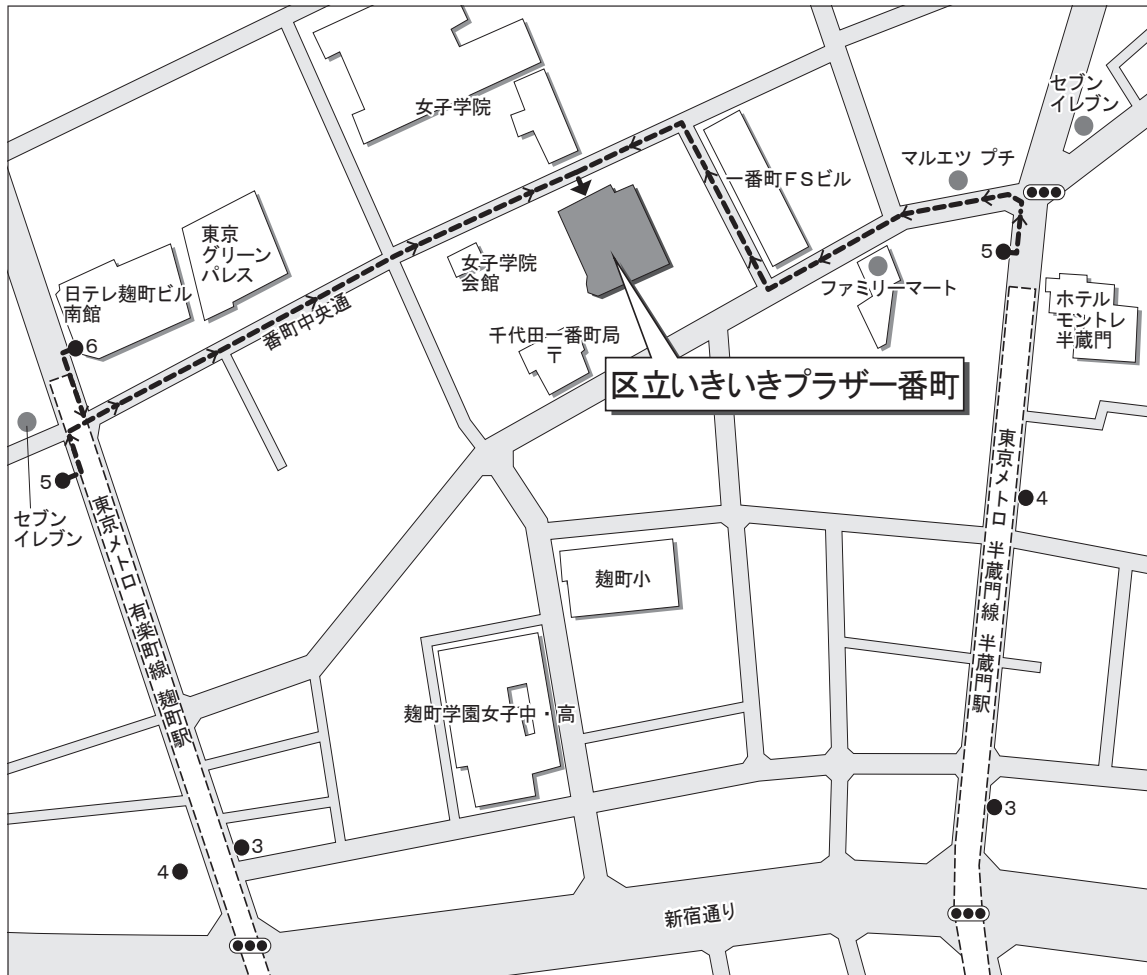
3. 若林博史氏を社外監査役候補者とした理由につきましては、公認会計士としての財務及び会計の専門的な知見並びに幅広い知識と経験を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。また同氏は、大手監査法人の代表社員として監査業務に携わってこられた豊富な知見等を当社の監査体制に活かしていただくため、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 若林博史氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 並木安生氏を社外監査役候補者とした理由につきましては、公認会計士及び税理士としての会計及び税務の専門的な知見並びに幅広い知識と経験を当社の監査に反映していただくことを期待したためであります。また同氏は、大手監査法人の職員として監査業務に携わってこられた豊富な知見等を当社の監査体制に活かしていただくため、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
6. 並木安生氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年7ヶ月となります。
7. 当社は社外監査役が期待される役割を十分発揮できるよう、現行定款第40条において、社外監査役との間で損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、若林博史氏及び並木安生氏は、当社との間で法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、上記2名の再任が承認された場合、上記責任限定契約を継続する予定です。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区一番町12

いきいきプラザ一番町 地下1階 カスケードホール



交通のご案内

- 東京メトロ有楽町線 麹町駅（5、6番出口）徒歩5分
- 東京メトロ半蔵門線 半蔵門駅（5番出口）徒歩5分

※ 当日は会場周辺道路の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮ください。